



## 朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

社長より一言

**藤井 茂さま**

(ふじい しげる)

阪神・淡路大震災から10年目が過ぎ、昨年は新潟中越地震にも見舞われ、改めて日本は地震列島だと痛感したことと思います。まだまだ、復興のめどが立たず、心も体も傷付いていらっしゃる被害者の方々も多いことを思うと、心が痛みます。東海地震にしても、いつ起こってもおかしくない状況です。「耐震塾」では地震から身を守るため、今何をどう備えるべきか皆さんと一緒に考え、実践していきたいと思っています。

お客さま紹介

### 有限会社フジイ設計室

#### ◎会社概要

設立は平成8年2月、岡崎市本店。  
建築の設計施工の中で耐震補強工事に  
力を入れて活動中。

朝日担当代表社員  
稲垣雄大



#### ◎得意分野(商品紹介等)

耐震設計にはあらゆる分野の高度な専門知識が必要だと言われています。現状では設計のみに従事している場合が大半であり耐震工事を合わせて行える人は少数です。その中の一人が藤井さんです。依頼する側も設計者と工事担当者が同一でないと設計が工事に的確に反映されているか不安になります。そういった懸念もなく安心して工事を依頼することができます。

皆さん地震が起きた直後の自分を想像できますか？ほとんどの人は外から自分の家が倒壊又は傾いた状態を呆然と見ている自分を想像するそうです。でも、家の下敷きになったら死んでしまいますし、傾いた家には住む事はできません。地震が起きたとき、まず「家族の命を守ること」その次は「住める状態の家が残ること」です。その思いから2002年6月から月1回のペースで愛知県岡崎市にある竜美ヶ丘会館にて「我家の耐震塾」という勉強会が無料で開催されています。

興味のある方は(<http://www.b-flag.net/taishinjuku/>)で検索してみてください。

#### 話題の言葉

**市場化テスト**とは、これまで「官」が独占してきた「公共サービス」について、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担っていくこととする制度です。

2005年6月から「モデル事業」として民間企業の請負う8事業でスタートし、2006年から本格的な制度の導入を目指しています。現在、ハローワークや社会保険庁などが対象で、民間ならではのサービスの充実など成果が出始めています。しかし、本格導入には各省庁の抵抗が根強く、「官」に競争原理を導入して質を高めると共に、ビジネス機会を生む本来の狙いの達成には曲折も予想されます。(赤井)

**情報会員募集中** 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先:朝日税理士法人 名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

# 税金Q&A

## Question (一括償却資産を除却した場合の取り扱い)

当社は、平成15年度に一台15万のパソコンを10台購入し、そのすべてのパソコン(合計取得価額150万円)を一括償却資産として計上しました。

今期、このパソコンが壊れてしまったため、すべて廃棄処分しましたが、平成15年に計上した一括償却資産のうち、いままでに損金の額に算入した金額は50万円であり、いまだ100万円が損金の額に算入されていません。今期、100万円を損金の額に算入してもよろしいのでしょうか？

## Answer

一括償却資産に計上したものがなくなったとしても、損金の額に算入できる金額は一括償却の損金算入規定による損金算入限度額に達するまでの金額となります。

## 解説



法人が取得価額20万円未満の減価償却資産において、一括償却資産の適用を受けることを選定した場合、事業の用に供した事業年度後の各事業年度に、その全部または一部につき滅失、除却、譲渡などの事実が生じたとしても、その損金算入額はその滅失等した減価償却資産の取得価額のうちで未だ損金算入されていない金額に相当する金額の全額というわけではありません。一括償却資産の損金算入規定による損金算入限度額に達するまでの金額となります。

この制度が設けられた趣旨は、企業が取得価額20万円未満の減価償却資産を個別に管理することによる事務負担に配慮したものであります。適用事業年度後の個々の資産状況にかかわらず、この規定による損金算入限度額の範囲内での損金算入をおこなうべきものと考えられます。

したがって、御社の場合、当期に損金算入できる金額は100万円ではなく、損金算入限度額の算式より計算された金額、つまり一括償却資産の対象額150万円の3分の1に達するまでの50万円となります。

## 根拠条文等

法人税法施行令 第133の2 「一括償却資産の損金算入」

法人税法基本通達 7-1-13 「一括償却資産につき滅失等があった場合の取扱い」